

松江市告示第 35 号

松江市建設工事請負契約書の書式（平成 23 年松江市告示第 73 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 月 19 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">松江市建設工事請負契約約款 (解除に伴う措置)</p> <p>第 52 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の場合において、第 35 条(第 41 条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額<u>又は</u>中間前払金の額(第 38 条及び第 42 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 46 条、第 46 条の 2、<u>第 46 条の 3</u>又は第 48 条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ松江市建設工事に関する契約規則第</p>	<p style="text-align: center;">松江市建設工事請負契約約款 (解除に伴う措置)</p> <p>第 52 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の場合において、第 35 条(第 41 条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額<u>及び</u>中間前払金の額(第 38 条及び第 42 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 46 条、第 46 条の 2、<u> </u>又は第 48 条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ松江市建設工事に関する契約規則第</p>

36条第2項に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条の4、第49条又は第49条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等についてはこの契約の解除が第46条、第46条の2、**第46条の3**又は第48条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条の4、第49条又は第49条の2の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 略

10 解除に伴い発注者が受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

11 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

12 第10項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

36条第2項に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条の4、第49条又は第49条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等についてはこの契約の解除が第46条、第46条の2 _____又は第48条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条の4、第49条又は第49条の2の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 略

附 則

この告示は、令和3年2月1日から施行する。